

令和元年6月21日現在

機関番号：33302
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2015～2018
 課題番号：15K02843
 研究課題名(和文) GHQ宗教課カンファレンスレポートのデータベース作成と活用Webサイトの構築

研究課題名(英文) To Create a Database on Conferences Report of "Religion Division" CIE GHQ/SCAP and Construct a Website for effective use

研究代表者

清水 節 (SHIMIZU, Takashi)

金沢工業大学・基礎教育部・准教授

研究者番号：30410294

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：民間情報教育局「宗教課」のカンファレンスレポートを調査し、1946年から1949年分のデータベースを作成した。今後、データベースの完成と記事内容の検索システムの構築に向けて、継続的に研究を行う予定である。
 また、同レポートの内容を分析し、参議院における年号存廃議論の背景、宮城遙拝や「天皇陛下万歳」唱和などの学校儀礼が廃止された過程、切手や通貨に特定デザインの使用を禁止した措置、伊勢神宮の祭主が女性皇族となった経緯、神社界に対する追放政策の適用をめぐる議論などについて、新しい事実を明らかにするとともに考察を加えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

GHQの宗教政策を担った民間情報教育局(CIE)宗教課の会議録であるカンファレンスレポートのデータベースを作成した。これは記事内容を検索するWebページを将来的に作成する上での基盤になるものである。同レポートの記述内容を分析し、参議院において年号の存廃議論が起きた(1950年)背景や、学校教育における「天皇崇拝」儀礼が廃止される経緯(1947年)、楠木正成や菊花紋章など特定のデザインが切手や葉書、通貨から排除される過程(1946～1947年)、皇室と神社界の関係性をめぐる日米協議(1946年)などについて、従来知られていなかった事実を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Investigating the conference reports of Civil Information and Education section "Religion Division", I created database of articles for 1946-1949. Hereafter, I'm planning to complete the database and build a content search system.
 Analyzing the conference report content, I revealed new facts and added consideration about Debate over the abolition of Nengo in House of Councilors (1950), Abolition process of school sponsored bowing toward the Imperial place and shouting "Tenno Heika Banzai" (1947), Prohibition to use a certain design in postage stamps (1946-1947), Installation process of Imperial princess as Grand master of rituals at Ise Grand Shrine (1946-1947), Debate over Purge of Shinto priests (1947).

研究分野：日本近現代史

キーワード：GHQ/SCAP 民間情報教育局 CIE 史料データベース 神道指令 年号 神宮

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

占領史が歴史学の対象となる上で重要なのは、史料的环境の整備である。アメリカのナショナル・アーカイブズでGHQ/SCAP文書(以下GHQ文書と略す)が公開されて以降、第一次史料に基づいて、実証的で冷静な研究や議論が進められるようになった。GHQ文書には、占領軍の史料のみならず、当時の日本政府や民間人がGHQへ提出した文書などが含まれている。そうした史料の中には、既に日本で消失してしまったものも発見することができる。日本の国立国会図書館が、こうしたGHQ文書の収集・公開事業を30年以上にわたって継続してきたことで、国内における占領史研究の環境は着実に整えられてきた。

GHQによる日本占領期間(1945~1952年)に行われた政策の実態は、如何にあったのかは、戦後70年を過ぎた今日においても不明な点が多い。解明を難しくしている原因の一つは、膨大で整理不十分なGHQ文書の悉皆調査ができていないことがあげられる。現在、同文書から目的の史料を閲覧するには、米国公文書館で分類されたフォルダの名称や発生機関名から大体の目星をつけて、箱またはフォルダ単位で史料請求し、そこに収められた数百枚近くある文書から探し出すという作業が必要である。この「目星をつける」には、ある程度の調査経験や予備的知識が必要で、同文書に馴染みの無い研究者や初学者にとっては、所期の史料を閲覧するのが難しい状況にある。

現在、米国公文書館や国会図書館のWebサイトにて、フォルダレベルでの検索は可能になっているものの、その分類や整理がかなり大雑把なため、希望する史料が必ずしもそのフォルダの中に入っているとは限らない。筆者の経験では、別件の調査をしている中で、かつて探していた史料が偶然見つかるということもしばしばあった。このため、GHQ文書は、研究者にとってある程度の経験を積み重ねないと調査が難しく、初学者や一般の国民にとっては簡単に利用できるものとは言えない。戦後史研究の発展・深化には、より広く多くの人が同文書を調査できるようにしなければならないが、そのためには、より詳細な史料検索システムを構築することが必要である。

2. 研究の目的

膨大なGHQ文書の1点ずつ全てを網羅するには限界がある。そこで、本研究は、基礎史料となるような重要文書に絞って、検索システムを構築したい。筆者はこれまでGHQの宗教政策に関する研究を続けてきたが、その中で特に重要な史料として注目し、活用してきたのは、民間情報教育局(CIE)「宗教課」のカンファレンスレポートである。同レポートは、1946(昭和21)年6月から1952(昭和27)年2月までの5年9ヶ月間に及ぶものであり、約7000ページある。ここには、CIE宗教課を訪問した国会議員や各省庁の役人、宗教界関係者との懇談記録や、GHQ内部での協議記録などが残されている。今日の政教関係の基礎は、占領下に行われた改革によって形成された。よって、戦後の宗教史を研究する上では、欠かせない貴重な史料である。

本研究では、同レポートをデータベース化して、内容を検索できるシステムを構築し、最終的にはWebサイトで公開して一般の利用者に供することを目的とする。こうした試みの前例としては、立命館大学の「GHQ/SCAP文書研究会」が作成したWebサイト「GHQ/SCAP Data Base Server」(<https://ghq.ritsumei.ac.jp/>)がある。これを参考にしながらも、改善すべき点を加えたい。このサイトの問題点は、英語のみの対応である上、議事内容のデータベース化がなされていないことであろう。日時、件名、人物を英語で検索できることは便利であるが、検索用語に適切な英語を見出すには、専門的な知識や経験が必要となる。また肝心の議事内容を知るには結局、原資料に逐一目を通さなくてはならない。このため、閲覧したい史料をピンポイントで把握することは難しい。

本研究で作成しようとするWebサイトは、議事内容を英語だけでなく、日本語のキーワードでも検索できるようにし、研究者や専門家だけでなく、一般の国民が、気軽にGHQ文書にアクセスするための補助的なシステムとして機能することを最終的に目指している。しかし、実際にデータベースの作成に着手したところ、その作業に膨大な時間と手間を要したため、補助期間内でWebサイトを立ち上げる段階にまで到達するのは難しいと判断した。そこで、データベース化をできる限り進めることに目標を修正し、補助期間終了後も継続して本研究に取り組むことにした。

また、これらの作業過程で得られた情報や知見をもとに、カンファレンスレポートの内容分析を行い、GHQ・日本政府(政治家や官僚)・民間組織や人物(特に宗教界)がどのように相互作用し、占領下の宗教政策に影響を与えたのかを明らかにしたい。

3. 研究の方法

(1) データベース作成に関して

CIE宗教課カンファレンスレポートのテキストデータを作成する上で、筆者がこれまでの研究活動で収集した国立国会図書館憲政資料室所蔵のマイクロフィッシュ(複製)や、米国ナショナルアーカイブズで撮影してきたデジタル画像を用いた。当初は、1点ずつを整理して解読しながら、テキストデータ化を行ったが、作業量が予想以上に多く、多くの時間を要した。

作業効率をあげるために、OCRソフトの活用や、リサーチアシスタントを雇用して補正作業にあてるなど、方法の改善を行った。当初は、三年間でデータベースを仕上げ、最終年度にシステムの構築を計画していたが、データベース作成作業の遅れや予算の問題から、期間内に全てを完了させることは難しいと判断した。そこで、期間内にデータベース化作業をできるところまで進め、Webサイトの立ち上げ等は、期間終了後に継続して取り組むことにした。そのため準備を勤務校の研究所で検討を進めている。

(2)記述内容の分析に関して

カンファレンスレポートには、様々なことが記録されているが、重要な記事があったとしても、論文で扱うにはボリューム的に難しく、取り上げにくいものが散見された。そうした問題や事実の一つ一つは、小さなものであったとしても、GHQの宗教政策の全体を理解する上では、重要な要素となってくる。そこで、特に重要と思われた個々の記録から共通する要素を見出して、一つのフレームワークの中に位置づけて論文にまとめた。記述内容の分析についても、期間内に発表できたことは一部であって、今後も継続して取り組む予定である。

4. 研究成果

(1)データベース作成に関して

CIE宗教課カンファレンスレポートの1946年から1949年分のテキストデータを作成した。検索用のデータベースにするには、追加の補正や作業が必要である。今後も継続して残りの3年分のデータを作成し、検索用のデータベースとして整理した上で、Webサイトを構築したいと考えている。

カンファレンスレポートの全画像データを簡易製本し、資料集『CIE RCR Conferences Report 1946-1952』第1～16巻(1巻あたり約450頁、総7250頁)を2セット作成した。これは一般頒布の目的で作成したものではなく、データベースの補正作業を行う際に活用するためのものである。

(2)記述内容の分析に関して

CIE宗教課が、国民の生活空間から天皇との繋がりをどのように取り除こうとしたのかという問題観点から、参議院で行われた年号の存廃議論(1950年)、学校における宮城遙拝儀礼、及び「天皇陛下万歳」唱和の禁止措置(1947年)、切手などからの特定デザイン排除措置(1946～1947年)に関する記録を抄出し、これらの動きがどのような背景のもとに生じてきたのかを明らかにした。

具体的に述べると、1948(昭和23)年7月7日にCIE宗教課課長のW・K・バンスと参議院文化委員会専門調査員の岩村忍が、年号廃止の可能性について協議している。ちょうどこの時期は「国民の祝日に関する法律」が国会で可決された頃であり、それまで両者は同法の起草に関して頻りに協議しており、紀元節の廃止などで同調していた。紀元節を含めた祝日法案は、世論と衆議院の賛成があったにも関わらず、バンスの圧力によって廃案となった。こうした流れもあって、この時期に年号の廃止が両者の間で話題になったと思われる。この時、岩村はバンスに対し、次の国会で年号を廃止し、新たな年の数え方を法律で制定したいという考えを述べ、法案提出となった場合はGHQ側の力添えを得られるよう暗に求めた。その後も両者の間で、年号廃止に関する協議が数回行われたが、バンスは岩村の考えに賛意を示しながらも、あくまでも日本側の自主的な改革に期待し、紀元節廃止の時のような政治的介入には慎重であった。こうした伏線があって、1950(昭和25)年2～3月に参議院で元号廃止と西暦採用を意図した議論が実施されることになった。しかし、自由党による反対と、第2回参議院選挙によって、年号廃止を支持する議員の多くが所属した緑風会が敗北したことにより、年号廃止議論は消失することとなった。

学校で行われる宮城遙拝や「天皇陛下万歳」唱和といった儀礼は、神道指令が発出して1年以上の間、禁止されておらず、文部省も容認する旨の通牒を発していた。また、CIEも黙認していた。ところが、それらが問題としてクローズアップされることになったのは、1947(昭和22)年4月に占領政策の最高決定機関である極東委員会(FEC)から、「日本教育制度改革に関する政策」(FEC-092/2)が発出されたためである。同政策では、教育から「天皇崇拜」を除去することを重要目的として掲げていた。これを受けて、同年4月22日にCIE側は、文部副大臣の有光次郎と会談し、政策の変更を迫った。その後、文部官僚との交渉を経て、「天皇崇拜」に関連する学校の式典や儀礼はことごとく排除されることになった(1947年4～5月における文部省との交渉記録による)。祝祭日改革の動きが同年末に出てくるのも、こうした極東委員会による影響を受けている可能性が考えられる。

CIE宗教課は、切手やハガキ、通貨などのデザインを審査する任務も負っていた。そのきっかけとなったのは、1946(昭和21)年3月に発行(告示は4月)された1円切手のデザインに靖国神社が採用されており、それが神道指令違反にあたるとして取り締まったことである。以後、新しい切手などの図案はCIE宗教課の審査を受ける必要が生じたため、カンファレンスレポートには、逓信院(後に省)官僚との協議記録が散見される。禁止の対象となったのは、神社や神道の象徴、軍人の肖像、旧領土の風景などのデザインであった。また、戦前戦中期に

大量に流通していた「楠公官製はがき」も、天皇に忠義を尽くした武将は好ましくないとして禁止の対象となった。これらは当初、逓信院とCIEとの協議で在庫分の流通が認められていた。しかし、1947（昭和22）年5月に民政局（GS）の介入で即刻に販売停止を命じられることになった。GS次長補のリゾーがCIEのバンスに語ったところによると、GS局長のホイットニーが受け取った手紙に「大東亜共栄圏」のデザインの切手が貼られており、禁止になった切手が流通していることに激怒したことがその要因になったという。CIEとGSの間では、皇室の象徴である菊花紋章について協議した記録が残っている。GS側は、それが皇室の私的財産と考えられるものであり、切手や通貨に使用することは新憲法の本質に合わないと考えていた。バンスもその考えに沿って、切手や通貨から菊花紋章の排除を進めた。

1945（昭和20）年12月に発布された神道指令は、政教分離の実施と信教の自由の確立だけでなく、「超国家主義的・軍国主義的」要素の排除を企図していた。しかし、上記のような年号や宮城遥拝などの学校儀礼、切手デザインなどの問題は、同令の起草段階で想定されておらず、同令施行後に政治的助言や通牒などを通して個別に対応が取られた。これらの処置は、神道指令を補完するものとして位置づけることが可能であろう。したがって、神道指令への理解や評価をより深化させるためには、同令の文面だけでなく、占領期間7年間を通じて諸政策とどのように関連するのかを明らかにする必要がある。

CIE宗教課が、皇室と神社界の関係性についてどのような処置をとったのかという問題観点から、伊勢神宮に対する処置（祭主の人選、規則などへの干渉）、神社界に対する追放政策の是非をめぐるGHQ内の議論、皇籍離脱となる皇族を宮司に迎え入れることの可否など協議記録を取り上げ、日本側の記録と対照させながら、事実関係を再検証した。

梨本宮守正王が戦犯容疑に指名されたために空白となっていた神宮祭主については、1946（昭和21）年9月末より、その後任人事をめぐって、CIEのバンスと神宮の大宮司であった高倉篤麿の間でトップレベルの協議が始まった。当初、神宮側は三笠宮崇仁親王（昭和天皇の末弟）を候補として推挙した。バンスは、一民間人として迎え入れられるのであれば反対しないと述べたものの、軍歴があることから、後日に追放政策が適用された場合は、それに従う必要があることを日本側に告げた。この会談で、バンスは齋宮の復活について検討してみたのかを高倉に尋ねており、神宮側はこれを提案あるいは示唆として受け止め、女性皇族祭主案の検討を本格化させていくことになった。ただし、後日にバンスは、この時の会談を振り返って、齋宮の復活について質問しただけで、女性皇族祭主案を提案する意図は無かったと述べている。こうした認識のズレには、外国語のコミュニケーションに伴う微妙なニュアンスの違いや、占領者と被占領者間にはたらく力学が影響した可能性が考えられる。追放リスクを抱えた上で、男性皇族案を堅持するか、それを避けて女性皇族とするか、日本側で検討が進められた。そして、1946年12月に元皇典講究所理事の吉田茂がバンスを訪れ、女性皇族案を進めた場合には、占領軍は反対しない旨の回答を得た。こうした経緯をへて、北白川宮房子内親王を祭主に推戴することとなった。しかし、神社界の一部では反対の声があり、CIEは関係者の手紙の検閲情報などから、そうした情報や神社界の動向を把握していた。こうした事実は、GHQ文書によって新たに明らかにできたものもあるが、一部は、これまで杉谷房雄「大東亜戦争 戦中戦後の神宮」（『神宮・明治百年史』上巻）や、葦津珍彦『神社新報編集室記録』、『高松宮日記』（第8巻）などで断片的に知られるものがあつた。GHQ文書と対照させることで、再検証するとともに史料的裏付けに厚みをもたせることができた。

公職追放令を担ったGS公職追放課長のネーピアは、1947（昭和22）年9月に神職を対象とした追放令の可能性について、バンスに相談している。ネーピアによれば、アメリカ本国で神職の追放を求める声が高まっており、局長のホイットニーも宗教領域での追放政策に関心をもっている旨を伝えた。これに対し、バンスは、全ての宗教を平等に扱い、「信教の自由」「政教分離」を尊重するという自らが掲げる理念に反するとして、GSの要請に否定的な回答をした。しかし、CIEはGSからの要請を無視することもできず、神職にどのくらいの軍関係者がいるのかを調査することになった。そこで、CIEは、神社本庁の協力を得ながら、全国の神職の履歴調査を実施した。そうした履歴情報について、バンスやネーピアがどのような判断をしたのかは、史料的に確認することができなかったが、最終的には「宗教界の追放問題は極めてデリケートなものであり、追放をめぐる賛否は賛成より反対の方が正しいと考える」とのバンスの考えにネーピアも同意している。一方で両者は、政治団体などが宗教法人の外皮の下で、軍国主義的・超国家主義的活動をする可能性を懸念していた。そうした中、占領軍にとって好ましくない団体を調査・解散させる権限を法務総裁に付与した昭和21年の勅令101号を部分的に宗教団体に適用することが検討された。バンスは、「信教の自由」「政教分離」という政策理念とのバランスを考慮し、宗教界における「超国家主義・軍国主義の排除」に比較的穏便な対応をとることにした。

GHQの改革指令には、神道指令のように公的文書の形ではっきりと表れるものと、日本側との協議を通じて口頭で指令され、世の中の表面に表れにくいものがある。また、協議や調査を通じて無言の圧力を感じた日本側が過剰反応したり、忸度したりして自主的な改革の形となっている事例も見られる。こうした、表面上見えにくく、占領者と被占領者の主導性がわかりにくい改革を検証する上で、カンファレンスレポートは有力な手がかりになると言えよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

清水節 「CIE宗教課カンファレンスレポートの研究(その二)」
(『日本学研究』 査読有 第21号 pp.47-81) 2018年12月

清水節 「CIE宗教課カンファレンスレポートの研究(その一)」
(『日本学研究』 査読有 第20号 pp.107-131) 2017年12月

〔学会発表〕(計1件)

清水節 「CIE宗教課カンファレンスレポートの研究」
(金沢工業大学 日本学研究会) 2018年2月24日

〔図書〕(計1件)

清水節編 『CIE RCR Conferences Report 1946-1952』 第1～16巻
(総7250頁、金沢工業大学 清水節研究室所蔵 研究用資料集) 2018年12月

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：